

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
肥料の登録
河川敷の公用廃止
豚の移入禁止区域の指定
農地法に基づく土地の立入調査等
- ◇公告 農業災害補償法に基づく賦課金について
昭和二十八年度行政書士試験の実施
昭和二十八年七月二十一日鳥取県告示第三百二十九号中訂正
- ◇正誤

告示

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の

氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

丹原井手土地改良区

市原市平	東伯郡成美村大字勝田
西村元次郎	大字出上
上向鉄雄	大字西宮
山田吉藏	
三谷実	赤碕町大字赤碕
松本鹿雄	
和田徳次	
羽戸文吉	
小泉菊治	安田村大字八幡
徳岡收	
氷田爲芳	
石賀市藏	
東小鹿土地改良区	以西村大字竹内

米原三四二	東伯郡小鹿村大字東小鹿
米広真之助	
米広忠夫	
米原葛夫	
布広鷹男	
村岡幸雄	
米原金夫	
長江公夫	
布広眞澄	
平壽実	

四箇堰土地改良区
香田 平太郎
西伯郡尚徳村大字下安曇

鳥取県告示第百三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量(%) 窒素全量 一 磷酸全量 二 加里全量	住 産 業 者 称
------	-------	--------------------------------------	-----------

鳥取県 第二〇二号 六、五荳油粕粉末 六、五 二、〇 一、〇 米子市灘町三丁目 中国化成株式会社
取締役社長 桑原武一郎

鳥取県告示第百三十五号
次の河川敷はその公用を廃止する。
昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

所 在	河川敷の区域及び地積	地 先 地 番	地 積
東伯郡倉吉町大字福守字西下高見堂	三九五の一から三六四の二まで		一、〇四八坪
同 ” ” 所 乾ヶ瀬西下高見堂	三八八から三六四の二まで		七六坪
同 ” ” 所 字和田西下高見堂	六九九から六五七まで		二一坪
同 ” ” 社村大字不入岡字鴨川	一八四の一から一八九の一まで		八六八坪
同 ” ” 字下河原及び外河原	一〇九の一から一一五の一まで		三八四坪

（関係図面は土木部管理課に保管する）

鳥取県告示第百三十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定した。

昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

移入禁止区域

島根県鏡川郡

鳥取県告示第百三十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第八十二条第一項の規定により次の土地に立ち入つて調査及び測量をし並びに調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去し若しくは移転（以下「調査等」という）するので、同条第三項但書の規定により通知にかえて公示する。

昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

調査等の場所、調査等の物件の種類及び所在の場所並びに調査等の期間等

調査等の場所又は調査等の物件の所在場所

物件の種類

調査等の期間

除去(移転)完了の時期

鳥取	東伯	由良	由良宿	土地	自昭和二八、七、二八	同	上
"	日野	日野上	霞	竹	至二九、三、一一	"	"
"	"	福栄	福塚	"	"	"	"
"	"	"	萩名	"	"	"	"
"	"	賀野	井上	"	"	"	"
"	"	米子	陰田	"	"	"	"
"	"	"	東山	"	"	"	"
"	西伯	果	山下	"	"	"	"
"	"	宇田川	福岡	"	"	"	"

公 告

農業災害補償法に基づいて賦課する昭和二十八年産水稻、陸稻、麦及び蚕繭の賦課金の限度は次のとおりとする。

昭和二十八年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

農業共済組合の賦課金

二 農業共済組合連合会の賦課金

水稻	陸稻	麦	春蚕繭	夏秋蚕繭	水量区分	共済金額	賦課率	賦課金
三〇円	三〇円	一七円	二円	二円	A	七、六〇〇円	〇、二五%	一九、〇〇〇円
三〇円	三〇円	一七円	二円	二円	B	六、四〇〇	"	一七、〇〇〇
三、六〇〇	三、二〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	三、二〇〇	C	七、二〇〇	"	一八、〇〇〇
〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇	"	六、八〇〇	"	一七、〇〇〇
一五、二〇〇	一三、八〇〇	一三、四〇〇	一五、二〇〇	一三、四〇〇	"	六、〇〇〇	"	一六、〇〇〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	五、六〇〇	"	一七、三六〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	五、二〇〇	"	一六、一一二
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	四、八〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	四、四〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	四、〇〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	三、六〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	三、二〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	二、八〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	二、四〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	二、〇〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	一、六〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	一、二〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	〇、八〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	〇、四〇〇	"	一四、八八〇
一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇	"	〇、〇〇〇	"	一四、八八〇

夏秋蚕繭	五二〇	〇	一、七二
"	四八〇	"	一、五八
"	五二〇	〇、三七	一、九二
"	四八〇	"	一、七八
"	四四〇	"	一、六三
"	四〇〇	"	一、四八
A	五六〇	〇、三四	一、九〇
"	五二〇	"	一、七七
"	四八〇	"	一、六三
B	四四〇	"	一、五〇
"	四八〇	〇、三五	一、六八
"	四四〇	"	一、五四
"	四〇〇	"	一、四〇
"	三六〇	"	一、二六
C	四〇〇	〇、三六	一、四四
"	三六〇	"	一、三〇
"	三二〇	"	一、一五

昭和二十八年行政書士試験公告
 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定による昭和二十八年行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和二十八年七月二十八日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 受験資格
 - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、その他同条第五十六条第一項に規定する者
 - 2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者
 - 3 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

- 二 試験科目及び方法
- 1 行政書士の業務に関し必要な法令
 - 2 一般常識
 - 3 作文
- 三 期日、場所及び合格者の発表
- 1 期日 昭和二十八年八月三十一日 午前十時
 - 2 場所 鳥取県庁
 - 3 発表 九月上旬（県公報、本人には直接通知）
- 四 出願期間
 自昭和二十八年七月二十八日
 至同 年八月二十一日
- 五 手続
- 1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（最近六箇月間以内に写した半身手札形のもの）を添えて提出すること
 - 2 受験願書を提出するときは、試験手数料五百円を納めること

3 願書の提出先は、鳥取市東町九八鳥取県地方課とする。

別記様式
 行政書士受験願書

本籍
 現住所
 氏名（ふりがな）
 生年月日

私は、行政書士試験を受験致したく、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えお願ひします。

年 月 日 氏 名

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武殿

正 誤

昭和二十八年七月二十一日鳥取県告示第三百二十九号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 三 大 杖 大 杖

昭和28年7月28日 火曜日 鳥取県公報 第2434号 8

発行 火、金

印刷所 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町

本年度こそは！

良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な騰写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいます様御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

騰写印刷と材料の
デパート

鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）
電 2 7 3 1
出張所——鳥取驛前（うまき旅館前）